

## ◎ 7月1日からトラック協会の組織や運営方法が一部変わります

6月12日に開催された第78回通常総会において、定款の一部改正が承認されました。これにより、次のとおり組織や運営方法の一部が変わりますので、ご注意願います。

### 1. 協会事務所の名称のうち支所を廃止し、支部に変更

県下5箇所を設置している「支所」(岡山、倉敷、県西、県北、県東)を廃止し、名称を「支部」(岡山、倉敷、備中、美作、備前)に変更します。

これにあわせ、これまでの「地域協議会」も「支部」に変更し、地域の組織と事務所の名称を統一します。

【改正前】

【改正後】

岡山地域協議会 岡山支所	岡山支部
倉敷地域協議会 倉敷支所	倉敷支部
備中地域協議会 県西支所	備中支部
美作地域協議会 県北支所	美作支部
備前地域協議会 県東支所	備前支部

### 2. 会費2年以上未納の会員に対する取扱いを除名処分から資格喪失に変更

これまで協会会費を2年以上滞納した会員については、総会の議決により除名処分とすることとしていましたが、今後は総会の議決によらず、未納が2年になった場合は、自動的に会員資格の喪失および会員名簿からの削除となります。

詳細は[こちら](#)になります

### 3. 理事の最低人数を30名から20名に変更

これまで理事の定数は、「30名以上34名以内」としていましたが、理事の転勤や退職等により30名を下回り、理事会の運営に支障が生じることから、理事の最低人数を20名に変更します。

なお、現在の理事の人数は、6月12日総会で役員が補充選任され、31名です。

これらの改正は、7月1日から実施しますのでご留意ください。